

北海道環境マネジメントシステムスタンダード

—構築の手引き—

《 3 版 》



エイチ・イー・エス推進機構 発行

目 次

	ページ
1 . はじめに	2
2 . 北海道環境マネジメントシステムスタンダード (H E S) 構築の手順	3
(1) ステップ1	3
(2) ステップ2	5
3 . 環境影響要因の調査方法	7
(1) 環境影響要因の調査手順	7
(2) 環境目標の設定手順	7
(3) 環境影響要因の調査の具体的な方法	8
簡易影響評価法	8
チェックリスト法	8
(4) 環境影響要因の調査事例	9
環境活動項目チェック	9
環境影響要因の実態調査	10
環境影響要因の調査の具体的な方法	11
(a) 簡易影響評価法	11
(b) チェックリスト法	11
(5) 環境目標項目の設定	15
(6) 環境目標値の設定	16
4 . 順守義務 (法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査及び順守評価)	16
(1) 法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査手順	16
 [付表1] 環境活動項目チェックリスト	 19
[付表2] 環境実態把握リスト	20
[付表3] 環境取り組み状況チェックリスト	23
[付表4] チェックリスト法調査リスト	29
[付表5] 様式例 環境関連法規等・その他の要求事項一覧表および順守チェック表	30

1. はじめに

「北海道環境マネジメントシステムスタンダード」(以下「HES」という。)は、企業・行政機関・各種団体等を対象に、環境問題に積極的に取り組んでいただくことを目的に制定されたものです。

HESは、それぞれの組織の判断により、ステップ1及びステップ2の仕組みを構築して、環境改善活動を継続的に推進し、それを所定の制度で認証するものです。

ただし、HESの規格を読んでも「環境改善活動の仕組み」をどう構築すればよいのか、なかなかわかりにくい面があると考えられますので、具体的にどうすれば良いのかをまとめ、北海道環境マネジメントシステムスタンダード「構築の手引き」を作成しました。

この「構築の手引き」は、1.具体的に仕組みを構築・運用していく全体的な手順と、2.HESを推進する上で特に難解な段階(「環境影響要因の調査方法」「法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査」)での個別手順から構成されています。

なお、実際にHESを進めて行く上で必要になります「環境マネジメントマニュアル」につきましては、ステップ1・ステップ2それぞれ、「HES・環境マネジメントマニュアル」の事例を作成しており、エイチ・イー・エス推進機構のホームページに雛形を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと考えます。

これらの「構築の手引き」「HES・環境マネジメントマニュアル」の事例は、出来るだけ、各種組織が利用出来るように心がけて作成しておりますが、あくまでも事例であり、全ての業種組織に適用できるものではありませんので「HES・環境マネジメントマニュアル」を作成する際には、自社の組織及び業種を十分考慮し作成してください。なお、その部分については別途支援体制(コンサルタント等)を用意していますのでご相談願います。

2. 北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）構築の手順

(1)ステップ1

最高責任者の決断

環境マネジメントシステムを実行するためには、組織の最高責任者は決意と共にリーダーシップを取らなければならない。
組織が、「環境マネジメントシステムに取り組み、その輪を広げていく」ことを重要な課題と認識し、そのためには、先ず組織の最高責任者が「HES・ステップ1」を実行することを決意し、自ら先頭に立って行動する決断を行う。

キックオフ宣言

最高責任者が組織の全員に対し「HES・ステップ1」の活動に取り組むことを伝達し、「キックオフ宣言」を行い、活動をスタートさせる。
これは組織の最高責任者の意思を関係者全員に浸透させ、全員に活動の重要性を認識させるとともに、協力体制を作るために重要である。

役割分担の決定

環境マネジメントシステムの活動に取り組む役割・責任・権限を決定し、周知する。

環境影響要因の調査 P 7 ~ 1 4 参照

この「構築の手引き」の「環境影響要因の調査方法」を参考に、環境影響要因の抽出を行う。

順守義務（法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査及び順守評価） P 1 6 参照

組織が適用を受ける法的及び組織が同意するその他の要求事項の内容を調査し、適用を受ける項目の調査表を作成し、必要な時にいつでも閲覧できるようにする。
また、調査し、評価する仕組みについても、HESマニュアル等で文書化する。

最高責任者による法的等の順守状況確認と改善

組織の最高責任者は「環境関連法規等・その他の要求事項一覧表および順守チェック表」を基に順守状況を確認し、順守されていない項目があれば、改善のための手段を講じる。
改善に際しては、必要に応じて官公庁等関係機関と協議して対応する。

環境に関する基本方針の作成

同時進行

組織の最高責任者は、「環境影響要因の調査結果」や、特定した「環境目標」を考慮して、「環境に関する基本方針」を作成する。
環境に関する基本方針は、組織の事業活動に見合った内容とし「何をどうする」ということを具体的に表現し、社内掲示等により組織の全員に周知し、今後組織が進むべく方向性を認識させるとともに、外部にも公表する。

環境目標の作成 P 1 5 ~ 1 6 参照

「環境に関する基本方針」や「環境影響要因の調査結果」を考慮し、特に改善すべき項目を「重点環境改善活動項目」として特定し、到達点を確実にするために、出来るだけ数値化した「環境目標値」を設定し、「環境目標一覧表」を作成する。
数値化出来ない場合でも、進捗や到達点を確実にする。

次ページへ

環境目標を達成するための具体的な計画の作成

環境目標を達成するために、具体的な環境目標計画書兼進捗管理表（プログラム）を作成し、定期的の実績を記入して進捗を管理する。

実行

「環境に関する基本方針」や「環境目標」を達成するために、「HES・環境マネジメントマニュアル」等を作成し、下記の項目について活動を行う。

作成された環境目標計画書兼進捗管理表（プログラム）による、環境目標達成のための活動と進捗管理。

自組織の環境マネジメントシステムに関する各種周知（教育）、
事故・緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備。
改善の取り組みを実施。
法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価。
環境に関する記録類の管理。

最高責任者による評価

組織の最高責任者は、計画に対する実行の進捗状況等を定期的に評価する仕組みを定めて実施し、その確認を行い、記録する。

また、その結果を組織全体の進行に反映させた見直し及び改善を行う。

継続的改善

(2)ステップ2

最高責任者の決断

環境マネジメントシステムを実行するためには、組織の最高責任者は決意と共にリーダーシップを取らなければならない。
組織が、「環境マネジメントシステムに取り組み、その輪を広げていく」ことを重要な課題と認識し、そのためには、先ず組織の最高責任者が「HES・ステップ2」を実行することを決意し、自ら先頭に立って行動する決断を行う。

キックオフ宣言

最高責任者が組織の全員に対し「HES・ステップ2」の活動に取り組むことを伝達し、「キックオフ宣言」を行い、活動をスタートさせる。
これは組織の最高責任者の意思を関係者全員に浸透させ、全員に活動の重要性を認識させるとともに、協力体制を作るために重要である。

実施及び運用するための体制を整備

環境マネジメントシステムを構築し、運用していく推進体制を下記のとおり整備する。
役割・責任・権限を明確にして文書化する。
組織の最高責任者は、自分の代理として責任と権限を与えた「管理責任者」を任命する。
組織規模により、最高責任者と管理責任者は同一者であっても可とする。
環境に関する自己評価体制は、最高責任者直結とすること。
(自己評価員は、自身が所属する部門を評価出来ない為、最低2名以上の体制にすること。)

環境影響要因の調査 P 7 ~ 1 4 参照

この「構築の手引き」の「環境影響要因の調査方法」を参考に、環境影響要因の抽出を行う。

順守義務（法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査及び順守評価） P 1 6 参照

組織が適用を受ける法的及び組織が同意するその他の要求事項の内容を調査し、適用を受ける項目の調査表を作成し、必要な時にいつでも閲覧できるようにする。
また、調査し、評価する仕組みについても、HESマニュアル等で文書化する。

法的等の順守状況確認と改善

管理責任者は「環境関連法規等・その他の要求事項一覧表および順守チェック表」を基に順守状況を確認・評価し、最高責任者に報告する。
最高責任者は、順守されていない項目があれば、改善のための手段を講じる。
改善に際しては、必要に応じて官公庁等関係機関と協議して対応する。

環境に関する基本方針の作成

組織の最高責任者は、「環境影響要因の調査結果」や、特定した「環境目標」を考慮して、「環境に関する基本方針」を作成する。
環境に関する基本方針は、組織の事業活動に見合った内容とし「何をどうする」ということを具体的に表現し、社内掲示等により組織の全員に周知し、今後組織が進むべく方向性を認識させるとともに、外部にも公表する。

同時進行

次ページへ

環境目標の作成 P 1 5 ~ 1 6 参照

「環境に関する基本方針」や「環境影響要因の調査結果」を考慮し、特に改善すべき項目を「重点環境改善活動項目」として特定し、到達点を確実にするために、出来るだけ数値化した「環境目標値」を設定し、「環境目標一覧表」を作成する。
 環境目標は、組織全体のものと、必要に応じ階層別のものを作成する。
 数値化出来ない場合でも、進捗や到達点を確実にする。

具体的な計画の作成

組織全体及び必要に応じ階層別の環境目標を達成するために、具体的な環境目標一覧表及び環境目標計画書兼進捗管理表(プログラム)を作成し、定期的の実績を記入して進捗を管理する。

自覚と力量の向上を目的とした教育と訓練の実施

組織の「対象者全員」及び「環境に著しい影響を与える可能性のある作業を行う全ての要員」に対し、環境教育・訓練を実施し、記録する。

文書類の作成及び管理

「HES・ステップ2」のシステムを構築して継続的に改善を進めるために、「HES・環境マネジメントマニュアル」等を作成し、下記のとおり管理する。
 マニュアル以外の文書がある場合には、文書間の関連性を確実にする。
 発行責任者・発行日付を明確にする。
 文書は見直して、必要な場合は改訂して、最新の内容のものとする。
 改廃方法を文書化し、誤使用のないようにする。

実行

「環境に関する基本方針」や「環境目標」を達成するために、「HES・環境マネジメントマニュアル」「手順書」等を作成し、下記の項目について活動を行う。
 作成された環境目標計画書兼進捗管理表(プログラム)による、環境目標達成のための活動と進捗管理。
 環境に関する内部・外部との情報連絡の仕組み。
 事故・緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備と対応。
 法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価。
 不適合があった場合は是正処置の実施。
 環境に関する各種文書・記録類の管理(紛失・損傷・劣化の防止、保管期間の決定)

環境に関する自己評価の実施

「HES・ステップ2」及び法的等に対する順守性、並びに自主的に決めた基準についてその仕組みと運用状況を、自己評価員により「自己評価」する。
 自己評価は少なくとも年1回以上実施し、自己評価終了後は評価結果を最高責任者に報告し、「最高責任者による評価」のための重要な情報とする。

最高責任者による評価

組織の最高責任者は、計画に対する実行の進捗状況、自己評価の結果、法的等の順守状況を定期的に評価する仕組みを定めて実施し、その確認を行い、記録する。
 また、その結果を組織全体の進行に反映させた見直し及び改善を行う。

継続的改善

3. 環境影響要因の調査方法

環境影響要因の調査は、それぞれの組織の生産・消費・製品及びサービスから環境影響要因を抽出し、環境目標を設定するための重要な作業です。

ここで、基本的な方法と参考事例を示しますので、これらを活用し、それぞれの組織の実態に合わせた手法で実施願います。

(1) 環境影響要因の調査手順

環境活動項目チェック

「[付表1] 環境活動項目チェックリスト」(P19)において、実際に活動している内容に該当する環境活動項目について「該当」欄に「印」を記入し、活動の概要を確認する。

環境影響要因の実態調査

活動の概要を確認した「[付表1] 環境活動項目チェックリスト」の、「印」を記入した環境活動項目に該当する「環境実態把握リスト」の付表NO.を参照にして、「[付表2] 環境実態把握リスト」(P20~22)の該当項目についての実態調査を実施し、記入する。
 なお、産業廃棄物処理業者用システム規格については、二酸化炭素の排出量 廃棄物排出量 総排水量(水使用量)を必ず把握する。

環境影響要因の評価

簡易影響評価法 : 主にステップ1に適用可能(3.(3). 項参照)
 チェックリスト法 : 主にステップ1及び2に適用可能(3.(3). 項参照)

(2) 環境目標の設定手順

環境目標項目の設定

「環境影響要因の調査結果」に基づき、「環境に負の影響を及ぼす事項を抑制する」「環境に良い影響を及ぼす事項を拡大する」活動を実行するために具体的な「環境目標項目」を設定する。「環境目標」数に規定はないが、ステップ1は3項目、ステップ2は4項目以上選定することが望ましい。

なお、産業廃棄物処理業者用システム規格については、省エネルギー 廃棄物の削減・リサイクル 節水の取り組みは必ず実施する。

《参考》「環境目標」設定の考え方

- 生産時に発生する環境負荷(原材料・部品・消耗品等の使用量削減)
- 事業活動における資源・エネルギー(電気・化石燃料・水・紙等の使用量削減)
- 事業活動における廃棄等(一般/産業廃棄物等の削減)
- 製品の使用・廃棄時に発生する環境負荷(製品使用時のエネルギー・有害化学物質等の削減)
- 事業活動における資源・エネルギー(太陽光発電・天然ガスの積極的利用拡大)
- 事務所レベルのみならず、組織全体・本来事業の現場を含めたものとする

環境目標値の設定

上記「環境目標項目」が決定されれば、それぞれについて改善する「環境目標値」を設定する。環境目標は中長期で設定し、環境目標は実際に取り組む当該年度1年間の取り組みを基本とする。

《参考》「環境目標値」設定の考え方

使用量・排出量の削減 売上高・生産量・社員1人当りの削減

(3) 環境影響要因の調査の具体的な方法

簡易影響評価法

[付表2] 記入後のデータを基に、下記のような手法を参考にして「最高責任者の決意」「メンバーによるディスカッション」等により、「環境目標項目」及び「環境目標値」を決定する。

《参考手法 - バズセッション》

集団でアイデアを生み出すための討議運営方法。

6人程度の少人数のグループ単位で討議を行います。グループにはリーダーと記録係を決めて、議論を進めていきます。討議はなんでも言える雰囲気であることが重要であり、リーダーは、その雰囲気を作り、意見をまとめていかなければなりません。最後に、グループの結論が出たところで、各グループのリーダーが発表を行います。

チェックリスト法

(a) 実施状況の確認

活動の概要を確認した「[付表1] 環境活動項目チェックリスト」の、「印」を記入した環境活動項目に該当する「環境取り組み状況チェックリスト」の付表NO.を参照にして、「[付表3] 環境取り組み状況チェックリスト」(P23～28)のそれぞれの該当チェックリストごとに取り組み状況を確認し、「記号」欄に下記の記号を記入した後、「点数」欄にその記号に該当する点数を記入する。

	【記号】	【点数】
・確実に実施している	「 」	= 1点
・ある程度実施している	「 」	= 3点
・全く実施していない	「 x 」	= 5点
・該当しない	「 - 」	= 0点
(注)「該当しない」とは組織の規模・業種・業態等によって該当しない項目。		

(b) 環境影響度の確認

それぞれの「環境取り組み状況チェックリスト」の点数を合計し、それをチェック項目数（「該当しない」項目は加算しない）で割算し、平均点を算出する。

この結果、平均点の高いリスト(活動)ほど環境に負の影響を及ぼす程度が高いことを示し、環境影響度の概要が把握できる。

(c) 環境目標項目及び値の決定

上記(b)項を「[付表4] チェックリスト法調査リスト」(P29)に転記し、平均点の高いリスト(活動)の中から優先的に「環境目標項目」を特定し、同時に「環境目標値」を決定する。

なお、この場合「取り組み状況」項目の「5点」を重点的に「環境目標項目」として設定することが望ましい。

(d) 取り組み状況欄の見直し

各取り組み状況欄の設問については、自組織に相応しないものは削除したり、自組織に相応する事項を書き加えてもよい。

(4) 環境影響要因の調査事例

上記(3)項の手順に従って、次の企業の環境負荷を想定して、環境影響要因の調査事例を示す。

<p>[事例]</p> <p>株式会社 建設</p> <p>【活動実態(使用・排出)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力消費量 : 50,000 kWh / 年 ・水使用量 : 10,000 m³ / 年 ・事務用紙 : 100,000 枚 / 年 (A4換算) ・軽油使用量 : 20,000 L / 年 (バックホウ等3台所有) ・ガソリン使用量 : 10,000 L / 年 (バン3台所有) <p>(上記以外にも、化学物質の使用や廃棄物の排出もあるが、分かり易くするため、上記の項目と数値のみと仮定して事例を示す)</p>

環境活動項目チェック

「[付表1] 環境活動項目チェックリスト」(P19)において、実際に活動している内容に該当する環境活動項目について「該当」欄に「印」を記入し、活動の概要を確認する。

[表5] 環境活動項目記入例

[付表1] 環境活動項目チェックリスト

環境活動(使用・排出)項目	該当 (印を記入)	環境実態把握リスト	環境取り組み状況 チェックリスト
エネルギー(電力・ガス・石油類)の消費		付表2 - 1	付表3 - 1
水の使用		付表2 - 2	付表3 - 2
自動車の使用等輸送		付表2 - 3	付表3 - 3
紙の使用		付表2 - 4	付表3 - 4
包装・梱包材の使用		付表2 - 5	付表3 - 5
化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出		付表2 - 6	付表3 - 6
一般廃棄物の排出		付表2 - 7	付表3 - 7
産業廃棄物の排出		付表2 - 8	付表3 - 8
騒音・振動・悪臭の発生		付表2 - 9	付表3 - 9
製品の開発・設計			付表3 - 10
グリーン購入(調達)			付表3 - 11
環境保全のための仕組み・体制			付表3 - 12
環境教育・啓蒙活動			付表3 - 13
その他			付表3 - 14

環境影響要因の実態調査

活動の概要を確認した「[付表1]環境活動項目チェックリスト」の、「印」を記入した環境活動項目に該当する「環境実態把握リスト」の付表NO.を参照にして、「[付表2]環境実態把握リスト」(P20~22)の該当項目についての実態調査を実施し、記入する。

[表6]環境実態把握・記入例

[付表2] 環境実態把握リスト

[付表2-1] エネルギー(電力・ガス・石油類)の消費(CO2係数平成26年北海道電力実績)

エネルギーの種類	主な用途(工程)	使用量(年間)	エネルギー量及び二酸化炭素排出量			
			発熱量	CO ₂ 係数	エネルギー量(×)	CO ₂ 排出量(××)
電力	事務所	50,000(kWh)	3.60	0.676	180,000(MJ)	33,800(kg-CO ₂)
都市ガス		(Nm ³)	41.1	0.0513	(MJ)	(kg-CO ₂)
LPGガス		(kg)	50.2	0.0598	(MJ)	(kg-CO ₂)
天然ガス		(kg)	54.5	0.0494	(MJ)	(kg-CO ₂)
ガソリン		(L)	34.6	0.0671	(MJ)	(kg-CO ₂)
灯油		(L)	36.7	0.0679	(MJ)	(kg-CO ₂)
軽油		(L)	38.2	0.0687	(MJ)	(kg-CO ₂)
A重油		(L)	39.1	0.0693	(MJ)	(kg-CO ₂)
B重油		(L)	40.4	0.0705	(MJ)	(kg-CO ₂)
C重油		(L)	41.7	0.0716	(MJ)	(kg-CO ₂)
石炭		(kg)	26.6	0.0906	(MJ)	(kg-CO ₂)
熱供給(蒸気)		(MJ)	-	0.067	-	(kg-CO ₂)
太陽光等新エネルギー		(kWh)	3.60	-	(MJ)	-
その他						

但し、電力のCO₂排出量のみ × で算出すること。

[付表2-2] 水の使用

水の種類	主な用途(工程)	使用量(m ³ /年)	備考
上水道	事務所	10,000	
工業用水			
地下水			
雨水			
その他			

[付表2-3] 自動車の使用等輸送

自動車の種類	台数(台)	ガソリンの種類	走行距離(千km)	消費燃料(L/年)	備考
バン	3	ガソリン	100	10,000	
ワゴン					
乗用					
その他					
ガソリン合計	3	-	100	10,000	
軽油合計	3	-		20,000	

【付表 2 - 4】 紙の使用

紙の種類	主な用途（工程）	使用量（年間A4換算値）	備考
事務用紙	事務用	100,000（枚）	
コンピュータ連続用紙		（枚）	
封筒		（枚）	
その他		（枚）	
		（枚）	

【付表 2 - 6】 化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出

化学物質名	取扱い量（t/年）	排出量（t/年）				移動量（t/年）	備考
		大気	水質	土壌	廃棄		
塗料	50				1	49	
シンナー	1				0.8	0.2	

環境影響要因の調査の具体的な方法

(a)簡易影響評価法

【付表 2】記入後のデータを基に、下記のような手法を参考にして「最高責任者の決意」「メンバーによるディスカッション」等により、「環境目標項目」及び「環境目標値」を決定する。

《参考手法 - バズセッション》

集団でアイデアを生み出すための討議運営方法。

6人程度の少人数のグループ単位で討議を行います。グループにはリーダーと記録係を決めて、議論を進めていきます。討議はなんでも言える雰囲気であることが重要であり、リーダーは、その雰囲気を作り、意見をまとめていかなければなりません。最後に、グループの結論が出たところで、各グループのリーダーが発表を行います。

(b)チェックリスト法

活動の概要を確認した「【付表 1】環境活動項目チェックリスト」の、「印」を記入した環境活動項目に該当する「環境取り組み状況チェックリスト」の付表 NO. を参照にして、「【付表 3】環境取り組み状況チェックリスト」(P23～28)のそれぞれの該当チェックリストごとに取り組み状況を確認し、「記号」欄に下記の記号を記入した後、「点数」欄にその記号に該当する点数を記入する。

	【記号】	【点数】
・確実に実施している	「 」	= 1点
・ある程度実施している	「 」	= 3点
・全く実施していない	「 × 」	= 5点
・該当しない	「 - 」	= 0点

(注)「該当しない」とは組織の規模・業種・業態等によって該当しない項目。

「【付表 3 - ○ 環境取り組み状況チェックリスト」は、一般的事例を基に記載していますので、自社の事業活動や状況を考慮し、空白行に取り組状況項目を追加するようにして下さい。

[表7] 環境取り組み状況・記入例

[付表3 - 1] エネルギー（電力・ガス・石油類）の消費

記号	点数	取り組み状況
	3	自然エネルギーの活用（日射の室内導入、通風の活用等）を積極的に実施している。
×	5	太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用している。
×	5	ソーラー給湯システム等により太陽エネルギーを給湯、暖房に利用している。
×	5	二重窓、複数ガラスの設置等により建物の断熱性能を向上させている。
×	5	給湯設備において、断熱等により省エネルギーを進めている。
	3	都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に使用している。
×	5	空調の適温化（冷房28度程度、暖房20度程度）を確実に実施している。
	3	省エネルギー型空調設備を積極的に導入している。
	1	空調・冷却設備の保守点検・整備を定期的実施している。
×	5	室内照明には太陽光を積極的に活用している。
	3	高効率蛍光灯、インバーター照明等、省エネルギー型照明器具を使用している。
	1	照明の適正化（照度、点灯時間＝スイッチの適正管理）に努めている。
×	5	パソコン、コピー機等、OA機器は、高効率エネルギー型を導入している。
	1	パソコン、コピー機等、OA機器は、使用しない時は電源を切っている。
-	0	エレベーターの適正使用（階段の利用、夜間の部分停止等）を実施している。
×	5	風力・水力等の自然エネルギーを利用している。
×	5	コージェネレーション（自家発電時の排熱を利用すること）システムを導入している。
×	5	ヒートポンプを導入している。
×	5	インバーター等によるモーターの回転制御を実施している。
×	5	電力不要時の負荷遮断、変圧器の遮断を実施している。
	3	ボイラー等において、低空気比運転等の熱管理を実施している。
×	5	ボイラー等の排熱の利用を実施している。
×	5	照明・パソコン等の付近に「省エネ」等の標識を貼り、省エネ意識の向上に努めている。
	3	施行方法や作業方法を見直し、エネルギーの効率的利用をしている。
×	5	既存の工法を変更し、エネルギーの消費を抑えている。
95点 ÷ 24項目（該当なし除く） = 4.0点		

[付表3 - 2] 水の使用

記号	点数	取り組み状況
×	5	雨水タンクの設置等により、雨水の活用に努めている。
×	5	浸透弁の設置等、雨水を地下に浸透させるための工夫に努めている。
×	5	使用済みの水の再利用（循環使用）に努めている。
×	5	節水型の家電製品・水洗トイレ等の使用に努めている。
×	5	トイレに「水流し音発生器」を取り付ける等により、トイレ用水を節約している。
×	5	蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している。
	3	水道配管からの漏洩を定期的に点検している。
	1	蛇口付近に「節水」等の標識を貼り節水意識の向上に努めている。
×	5	洗車等に使用するホースの先にはストッパーをつけている
39点 ÷ 9項目（該当なし除く） = 4.3点		

【付表 3 - 3】 自動車(重機等含む)の使用等輸送

記号	点数	取り組み状況
	3	自動車の購入時に排ガスのレベル・燃費・リサイクル素材の使用等を考慮している。
	3	最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車への代替及び使用に努めている。
x	5	ハイブリッド自動車・天然ガス自動車等の低公害車への利用に取り組んでいる。
	3	運転方法の配慮（急発進/加速・空ふかしの排除・アイドリングストップ）に努めている。
	3	排気ガス・騒音のレベルを抑えるため適正な車両整備を実施している。
x	5	鉄道・海運を積極的に利用している。
	3	最大積載量に見合った輸送単位の設定をしている。
	3	発注・輸送の計画化・平準化に努めている。
	1	通い箱（繰り返し使用する梱包材）を利用している。
	3	駐車場、荷さばき場の確保等による周辺交通への障害防止に努めている。
	3	資材搬入口において、騒音・粉塵対策・渋滞防止等の環境対策に努めている。
	3	建設機械等の作業は、過剰な負荷を掛けないようにしている。
x	5	建設機械等は、定期的自主点検の他、施工開始時・日々の始業開始時に点検実施している。
4 3 点 ÷ 1 3 項目（該当なし除く） = 3 . 3 点		

【付表 3 - 4】 紙の使用

記号	点数	取り組み状況
	1	会議用資料や事務書類等の簡素化に努めている。
	1	OHPやプロジェクターの活用で、会議用説明資料は可能な限り配布をしないよう努めている。
	1	使用済み用紙の裏面を利用している。
	1	両面印刷・両面コピーに努めている。
	3	電子メディア等の利用によるペーパーレス化に努めている。
	3	A4版化等による文書のスリム化に努めている。
	1	使用済み封筒の再利用に努めている。
1 1 点 ÷ 7 項目（該当なし除く） = 1 . 6 点		

[付表 3 - 6] 化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出

記号	点数	取り組み状況
	1	有害性の恐れのある化学物質は、種類・使用量・保管量・使用方法・保管場所等を記録している。
	1	有害性の恐れのある化学物質は、表示を徹底している。
	1	安全性に関する情報伝達のため、SDS（化学物質安全性データシート）を使用している。
	1	オゾン層を破壊する特定フロン等の削減・全廃を行っている。
-	0	製造工程において、特定フロンをその他の物質に代替している。
-	0	製造工程において、特定フロンの使用量・漏出量を把握している。
-	0	特定フロンを使用しない製造工程に変換している。
	1	特定フロンを使用していない製品を選ぶよう配慮している。
-	0	特定フロンを使用している製品を廃棄する際の「特定フロン」回収に取り組んでいる。
x	5	業務用空調機器を使用している場合、自主点検もしくは定期点検を実施している。
	3	有害物質のタンク、パイプ類は漏洩・拡散等を防止できる構造となっている。
	3	有害物質の保管・使用・輸送・排出に際し、事故時の汚染防止のための準備を行っている。
	1	塩素系有機溶剤等の削減・代替物質への転換に取り組んでいる。
	1	燃料油や溶剤等の揮発防止に取り組んでいる。
	3	有害性の恐れのある化学物質について、法令による基準以上の厳しい自主管理基準を設定している。
	3	大気汚染の少ない製造工程・機器（低NOx燃焼機器等）を採用している。
	3	日常の管理における大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行っている。
	3	水質汚濁の少ない製造工程・機器を採用している。
x	5	排水等の処理にクローズドシステムを採用している。
	3	日常の管理における水質汚濁防止への配慮（水処理装置の設置等）を行っている。
-	0	排水が閉鎖性水域（湖・内湾等）に流入する場合は、窒素・燐の除去対策を行っている。
	3	有害性の恐れのある化学物質の環境への排出の計測・監視を定期的に行っている。
	3	接着剤、防水材、溶剤、塗料等に含まれる化学物質の削減に取り組んでいる。
x	5	現場で使用する有害性の化学物質は、流出防止対策を徹底している。
		49点 ÷ 19項目（該当なし除く） = 2.6点

その他、付表 3 - 5、3 - 7、3 - 8、3 - 9、3 - 10、3 - 11、3 - 12、3 - 13、3 - 14 は省略

(5) 環境目標項目の特定と設定

簡易影響評価法

「最高責任者の決意」「メンバーによるディスカッション」等により特定し、文書化する。

チェックリスト法

本事例では5つの「環境取り組み状況チェックリスト」のみであるが、通常の事業場ではもっと多くのリストが対象となるのが通例で、どの活動がどの程度環境に負の影響を与えているのか把握が困難である。

そこで各「環境取り組み状況チェックリスト」の点数の合計点を出し、それをチェック項目数で割り、平均点を算出し、「[付表4]チェックリスト法調査リスト」(P29)に記入する。

[表12]チェックリスト法調査リスト記入例

[付表4] **チェックリスト法調査リスト**

環境活動(使用・排出)項目	平均点	順位	使用・排出量/年	特定欄
エネルギー(電力・ガス・石油類)の消費	4.0	3	50,000 kWh	
水の使用	4.3	1	10,000 m ³	
自動車の使用等輸送	3.3	4	10,000 L	
紙の使用	1.6	9	100,000 枚	
包装・梱包材の使用				
化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出	2.6	7	90 t	
一般廃棄物の排出	2.0		2 t	
産業廃棄物の排出	4.1	2	120 t	
騒音・振動・悪臭の発生	3.2	5	30,000 L	
製品の開発・設計				
グリーン購入(調達)	3.2	5	50,000 円	
環境保全のための仕組み・体制	3.0	8		
環境教育・啓蒙活動				
その他				

特定欄 印：著しい環境影響要因 = 重点環境改善活動項目

上記事例の場合だと、「水」「産業廃棄物」「エネルギー」の平均点が高く、この3項目を優先的に著しい環境影響要因(重要環境改善活動項目)として特定する。

なお、順位が高くても使用・排出量が少ない場合は特定から外し、逆に順位が低くても取引先等の要求がある項目等を特定してもよい。

この場合は、次のような環境改善目標項目を設定することが考えられる。

- [例1] エネルギー使用量の削減
- [例2] 水の使用量の削減
- [例3] 産業廃棄物排出量の削減

なお、この場合取り組みチェック項目の「5点」を重点的に具体的実施施策項目に設定することが、望ましい。

(6) 環境目標値の設定

(環境目標) 使用量を、 %削減する。(年度目標)

[例1] 2018年度～2020年の3年間の環境目標

(中期環境目標) 電力使用量を2020年までに10%削減する。

(環境目標) 電力使用量を基準年度より5%削減する。(2018年度)

電力使用量を基準年度より8%削減する。(2019年度)

電力使用量を基準年度より10%削減する。(2020年度)

4. 順守義務(法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査及び順守評価)

(1) 法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査手順

適用が想定される環境法規制項目のチェック

法的及び組織が同意するその他の要求事項の調査は、組織の全ての活動、製品及びサービスが環境影響要因に関して適用されます。また、これらの取りまとめにあたっては、どのような法律の、どの規制事項を順守する必要があるのかを具体的に、一覧表などを作成する必要があります。それらの内容については、政令・省令等で定められている事もあり、それらの内容についても把握し取りまとめます。

さらに、北海道をはじめ、地方自治体の条例についても把握する必要があります。

「組織が同意するその他の要求事項」については、各部署の聞き取り調査や、外部(行政機関・地域団体・NPO・取引顧客・発注者等)からの要請や入手した情報に基づいて、順守すべき要求事項を特定します。

法的等は多種多様で複雑であるが、事業者が順守しなければならない法規の内容としては、

一般的にすべての事業者が順守することが求められているもの(多くの法律では「事業者の責務」として規定している努力義務。順守しないことに対する罰則規定はなく、一般に訓示規定と言われる)但し、これら「努力義務」の法律について一覧表に記載することは、組織の判断とする。

一定の基準の順守を求めるもの(ex:騒音・振動基準、排水等の排水基準の順守)

施設や設備、責任者や管理者の選任、届出を求めるもの(ex:少量危険物貯蔵やコンプレッサー等特定施設の設置届、防火管理者やエネルギー管理員の選任と届出)

計画の策定や届出、実績等の報告を求めるもの(ex:産業廃棄物管理票(マニフェスト)発行状況報告書、エネルギー使用量の定期報告等)

一定の行為を求めるもの(ex:産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付、産業廃棄物処分場現地確認と記録等)

等がありますが、以外については、多くの場合、順守しなかった場合の罰則規定が設けられています。

なお、該当する条項、順守すべき項目を明確にし、一覧表を作成する。

チェックした環境法規制項目の個別調査と特定

環境関連法規の内容については、環境省ウェブサイトにある法令・告示・通達に関するページ(「環境法令データベース」<http://www.env.go.jp/hourei/>)を用いて検索が可能です。

<参考 - 環境法規制関連ホームページアドレス>(平成29年5月現在)

・経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>

・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

・総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

次のページへ

- ・札幌市環境局 <http://www.city.sapporo.jp/kankyo/>
 - ・北海道環境生活部 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/>
- その他、地方自治体が定める市町村条例等については、各市町村の環境関連アドレスを調査すること。

一般的な努力義務を定めている法律

- ・環境基本法
- ・循環型社会形成推進基本法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）

順守しない場合、罰則規定がある主な法律

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- ・水質汚濁防止法（水濁法）
- ・下水道法
- ・大気汚染防止法（大防法）
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化審法）
- ・フロン排出抑制法

事業者として責務がある主な法律

- ・消防法
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）

特定した環境法規制等の概要の一覧表を作成

様式例「環境関連法規等・その他の要求事項一覧表および順守チェック表」の様式を参考に、個別に関連書籍及びホームページ等にて内容を確認し、自組織に適用する場合は「法規制名」及びその「条項番号」「概要」を記載し「届出・報告」欄の「許可」「届出」「報告」「義務」欄に「」印を付ける。

規制値等がある場合には「規制値」欄に適用となる法規制値等を記入する。

環境法規制等の順守状況の確認

調査した自組織の状況や測定値及び現物を比較し、順守状況を確認する。

順守されている場合は「順守状況」欄に「」印を記入する。

もし、順守されていない場合は、改善のための手段を講じるとともに、必要に応じて官公庁等関連機関と協議して対応する。

次のページへ

↓

順守評価の実施（順守評価の記録）

自組織が適用を受ける法的等の順守評価を定期的に実施し、その結果を記録する。

↓

特定した環境法規制等の概要の改訂及び新規制定有無の定期確認

特定された環境法規制については、最新のものを参照できるように定期的に、法規制の制定・改定の有無の確認を行う。また、その他の要求事項についても追加事項の有無を確認する。

[付表 1]

環境活動項目チェックリスト

環境活動（使用・排出）項目	該当 （ 印を記入）	環境実態把握リスト	環境取り組み状況 チェックリスト
エネルギー（電力・ガス・石油類）の消費		付表 2 - 1	付表 3 - 1
水の使用		付表 2 - 2	付表 3 - 2
自動車の使用等輸送		付表 2 - 3	付表 3 - 3
紙の使用		付表 2 - 4	付表 3 - 4
包装・梱包材の使用		付表 2 - 5	付表 3 - 5
化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出		付表 2 - 6	付表 3 - 6
一般廃棄物の排出		付表 2 - 7	付表 3 - 7
産業廃棄物の排出		付表 2 - 8	付表 3 - 8
騒音・振動・悪臭の発生		付表 2 - 9	付表 3 - 9
製品の開発・設計			付表 3 - 10
グリーン購入（調達）			付表 3 - 11
環境保全のための仕組み・体制			付表 3 - 12
環境教育・啓発活動			付表 3 - 13
その他			付表 3 - 14

[付表 2]

環境実態把握リスト

[付表 2 - 1] エネルギー（電力・ガス・石油類）の消費

エネルギーの種類	主な用途（工程）	使用量（年間）	エネルギー量及び二酸化炭素排出量			
			発熱量	CO ₂ 係数	エネルギー量（×）	CO ₂ 排出量（××）
電力		(kWh)	3.60		(MJ)	(kg-CO ₂)
都市ガス		(Nm ³)	41.1		(MJ)	(kg-CO ₂)
L P ガス		(kg)	50.2		(MJ)	(kg-CO ₂)
天然ガス		(kg)	54.5		(MJ)	(kg-CO ₂)
ガソリン		(L)	34.6		(MJ)	(kg-CO ₂)
灯油		(L)	36.7		(MJ)	(kg-CO ₂)
軽油		(L)	38.2		(MJ)	(kg-CO ₂)
A 重油		(L)	39.1		(MJ)	(kg-CO ₂)
B 重油		(L)	40.4		(MJ)	(kg-CO ₂)
C 重油		(L)	41.7		(MJ)	(kg-CO ₂)
石炭		(kg)	26.6		(MJ)	(kg-CO ₂)
熱供給（蒸気）		(MJ)	-		-	(kg-CO ₂)
太陽光等新エネルギー		(kWh)	3.60	-	(MJ)	-
その他						

但し、電力の CO₂ 排出量のみ × で算出すること。
排出係数は自社で契約している会社の係数をご使用ください。

[付表 2 - 2] 水の使用

水の種類	主な用途（工程）	使用量（m ³ /年）	備考
上水道			
工業用水			
地下水			
雨水			
その他			

[付表 2 - 3] 自動車の使用等輸送

自動車の種類	台数（台）	ガソリンの種類	走行距離（千km）	消費燃料（L/年）	備考
バン					
ワゴン					
乗用					
その他					
ガソリン合計		-			
軽油合計		-			

【付表 2 - 4】 紙の使用

紙の種類	主な用途（工程）	使用量（年間A4換算値）	備考
事務用紙		（枚）	
コンピュータ連続用紙		（枚）	
封筒		（枚）	
その他		（枚）	
		（枚）	

【付表 2 - 5】 包装・梱包材の使用

包装・梱包材の種類	主な用途（工程）	使用量（t/年）	備考

【付表 2 - 6】 化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出

化学物質名	取扱い量（t/年）	排出量（t/年）				移動量（t/年）	備考
		大気	水質	土壌	廃棄		

【付表 2 - 7】 一般廃棄物の排出

廃棄物の種類	主な用途（工程）	使用量（t/年）	備考

【付表 2 - 8】 産業廃棄物の排出

廃棄物等の種類	主な用途（工程）	使用量（t/年）	備考

[付表 2 - 9 -] 騒音の発生

設備等の種類	主な用途(工程)	測定値(最高)(db)	備考

[付表 2 - 9 -] 振動の発生

設備等の種類	主な用途(工程)	測定値(最高)(db)	備考

[付表 2 - 9 -] 悪臭の発生

設備等の種類	主な用途(工程)	測定値	備考

[付表 3]

環境取り組み状況チェックリスト

下記のチェック項目ごとに「取り組み状況」の実態について、次の記号及び点数を記入する。

<ul style="list-style-type: none"> ・確実に実施している 「<input type="checkbox"/>」 = 1点 ・ある程度実施している 「<input type="checkbox"/>」 = 3点 ・全く実施していない 「<input type="checkbox"/> ×」 = 5点 ・関係がない(又は該当しない)項目 「-」 = 0点

[付表 3 - 1] エネルギー（電力・ガス・石油類）の消費

記号	点数	取り組み状況
		自然エネルギーの活用（日射の室内導入、通風の活用等）を積極的に実施している。
		太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用している。
		ソーラー給湯システム等により太陽エネルギーを給湯、暖房に利用している。
		二重窓、複数ガラスの設置等により建物の断熱性能を向上させている。
		給湯設備において、断熱等により省エネルギーを進めている。
		都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に使用している。
		空調の適温化（冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）を確実に実施している。
		空調を必要な区域・時間に限定して行っている。
		省エネルギー型空調設備を積極的に導入している。
		空調・冷却設備の保守点検・整備を定期的を実施している。
		室内照明には太陽光を積極的に活用している。
		高効率蛍光灯、インバーター照明等、省エネルギー型照明器具を使用している。
		照明の適正化（照度、点灯時間 = スイッチの適正管理）に努めている。
		パソコン、コピー機等、OA 機器は、高効率エネルギー型を導入している。
		パソコン、コピー機等、OA 機器は、使用しない時は電源を切っている。
		エレベーターの適正使用（階段の利用、夜間の部分停止等）を実施している。
		風力・水力等の自然エネルギーを利用している。
		コージェネレーション（自家発電時の排熱を利用すること）システムを導入している。
		ヒートポンプを導入している。
		インバーター等によるモーターの回転制御を実施している。
		電力不要時の負荷遮断、変圧器の遮断を実施している。
		ボイラー等において、低空気比運転等の熱管理を実施している。
		ボイラー等の排熱の利用を実施している。
		照明・パソコン等の付近に「省エネ」等の標識を貼り、省エネ意識の向上に努めている。
		施行方法や作業方法を見直し、エネルギーの効率的利用をしている。
		既存の工法を変更し、エネルギーの消費を抑えている。

【付表 3 - 2】 水の使用

記号	点数	取り組み状況
		雨水タンクの設置等により、雨水の活用に努めている。
		浸透弁の設置等、雨水を地下に浸透させるための工夫に努めている。
		使用済みの水の再利用（循環使用）に努めている。
		地盤沈下が問題となる地域にあたっては、地下水汲み上げの禁止または、削減を実施している。
		節水型の家電製品・水洗トイレ等の使用に努めている。
		トイレに「水流し音発生器」を取り付ける等により、トイレ用水を節約している。
		蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している。
		水道配管からの漏洩を定期的に点検している。
		蛇口付近に「節水」等の標識を貼り節水意識の向上に努めている。
		洗車等に使用するホースの先にはストッパーをつけている。

【付表 3 - 3】 自動車(重機等含む)の使用等輸送

記号	点数	取り組み状況
		自動車の購入時に排ガスのレベル・燃費・リサイクル素材の使用等を考慮している。
		最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車への代替に努めている。
		ハイブリッド自動車・天然ガス自動車等の低公害車への利用に取り組んでいる。
		運転方法の配慮（急発進/加速・空ふかしの排除・アイドリングストップ）に努めている。
		排気ガス・騒音のレベルを抑えるため適正な車両整備を実施している。
		最大積載量に見合った輸送単位の設定をしている。
		共同輸配送、帰り荷の確保に努めている。
		発注・輸送の計画化・平準化に努めている。
		通い箱（繰り返し使用する梱包材）を利用している。
		駐車場、荷さばき場の確保等による周辺交通への障害防止に努めている。
		資材搬入口において、騒音・粉塵対策・渋滞防止等の環境対策に努めている。
		建設機械等の作業は、過剰な負荷を掛けないようにしている。
		建設機械等は、定期的自主点検の他、施工開始時・日々の始業開始時に点検実施している。

【付表 3 - 4】 紙の使用

記号	点数	取り組み状況
		会議用資料や事務書類等の簡素化に努めている。
		OHPやプロジェクターの活用で、会議用説明資料は可能な限り配布をしないよう努めている。
		使用済み用紙の裏面を利用している。
		両面印刷・両面コピーに努めている。
		電子メディア等の利用によるペーパーレス化に努めている。
		A4版化等による文書のスリム化に努めている。
		使用済み封筒の再利用に努めている。

【付表 3 - 5】 包装・梱包材の使用

記号	点数	取り組み状況
		購入時にはできるだけ容器・包装・袋等は使用を断るよう努めている。
		包装・梱包（段ボール等）の削減・再使用に取り組んでいる。
		簡易包装の推進・多重包装の見直しに努めている。
		量売り・バラ売りの推進等により包装紙・容器・食品トレイ・買い物袋等の削減に努めている。
		有害物の出ない包装材料の採用に努めている。
		詰め替え式の容器・製品の販売に努めている。
		リターナブル容器入りの製品の販売促進に努めている。
		通い箱（繰り返し使用する梱包材）を利用している。
		塩化ビニルの食品ラップの代替に努めている。
		納入業者に対して梱包材料の持ち帰りを要求している。

【付表 3 - 6】 化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出

記号	点数	取り組み状況
		有害性の恐れのある化学物質は、種類・使用量・保管量・使用方法・保管場所等を記録している。
		有害性の恐れのある化学物質は、表示を徹底している。
		安全性に関する情報伝達のため、SDS（化学物質安全性データシート）を使用している。
		オゾン層を破壊する特定フロン等の削減・全廃を行っている。
		製造工程において、特定フロンをその他の物質に代替している。
		製造工程において、特定フロンの使用量・漏出量を把握している。
		特定フロンを使用しない製造工程に変換している。
		特定フロンを使用していない製品を選ぶよう配慮している。
		特定フロンを使用している製品を廃棄する際の「特定フロン」回収に取り組んでいる。
		業務用空調機器を使用している場合、自主点検もしくは定期点検を実施している。
		有害物質のタンク、パイプ類は漏洩・拡散等を防止できる構造となっている。
		有害物質の保管・使用・輸送・排出に際し、事故時の汚染防止のための準備を行っている。
		塩素系有機溶剤等の削減・代替物質への転換に取り組んでいる。
		燃料油や溶剤等の揮発防止に取り組んでいる。
		有害性の恐れのある化学物質について、法令による基準以上の厳しい自主管理基準を設定している。
		大気汚染の少ない製造工程・機器（低NOx燃焼機器等）を採用している。
		日常の管理における大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行っている。
		水質汚濁の少ない製造工程・機器を採用している。
		排水等の処理にクローズドシステムを採用している。
		日常の管理における水質汚濁防止への配慮（水処理装置の設置等）を行っている。
		排水が閉鎖性水域（湖・内湾等）に流入する場合は、窒素・燐の除去対策を行っている。
		有害性の恐れのある化学物質の環境への排出の計測・監視を定期的に行っている。
		接着剤、防水材、溶剤、塗料等に含まれる化学物質の削減に取り組んでいる。

【付表 3 - 7】 一般廃棄物の排出

記号	点数	取り組み状況
		紙・びん・缶・電池等の分別回収ボックスの適正配置等により、ゴミの分別を徹底している。
		シュレッダーの使用を秘密文書等に制限している。
		コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めている。
		再使用又は、リサイクルし易い製品を優先的に使用・購入するよう努めている。
		使い捨て製品（紙コップ、弁当容器等）の使用や購入の抑制に努めている。
		リターナブル容器に入った製品を優先的に使用・購入するよう努めている。
		食品残債等の有機物室は、可能な限りコンポスト化（堆肥化）し、土壌に還元・利用している。
		廃食用油の石鹸等への再利用を行っているか。
		包装・梱包等のリサイクルに取り組んでいるか。
		缶・ビン・ペットボトル等は納入業者の引取りに努めている。
		仕入れ計画を徹底して、余剰品の削減に努めている。

【付表 3 - 8】 産業廃棄物の排出

記号	点数	取り組み状況
		事業活動から発生する金属屑・紙屑・廃液等の回収・再利用のための設備を設置し、活用している。
		製造段階での原材料の代替や使用済製品の回収・再利用の徹底等により廃棄物削減を進めている。
		産業廃棄物を処理する場合は、適切な処理をできる許可業者に委託している。
		廃棄物管理表（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を確認している。
		廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している。
		有機系廃棄物・汚泥等、リサイクルや適切な焼却処分等により、最終処分を抑制している。
		建設現場で発生する混合廃棄物としないよう分別し、リサイクルしている。
		建設現場で発生する建設副産物の再利用率向上のための工夫をしている。

【付表 3 - 9】 騒音・振動・悪臭の発生

記号	点数	取り組み状況
		悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている。
		生ごみの保管については密閉された容器を採用している。
		低騒音型機器の使用、防音、防振設備の設置等の実施により騒音・振動管理を行っている。
		排ガスや騒音のレベルを抑えるための適正な車両整備を行っている。
		夜間照明による光害を防止するための措置を講じている。

【付表 3 - 1 0】 製品の開発・設計

記号	点数	取り組み状況
		建築物・工作物の長寿命化を指向している。
		製品の使用過程でのエネルギーの削減を指向している。
		再生資源の積極的利用に取り組んでいる。
		廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる。
		製品の包装は可能な限り簡素化している。
		資材の選定、部品やネジの点数削減等により、解体しやすい構造を指向している。
		自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる。
		フロン回収に取り組んでいる。
		使用後の製品の回収に努めている。
		ライフサイクルアセスメント（又は製品アセスメント）を実施している。
		環境配慮型工法の採用や環境配慮型施工の提案を実施している。
		購入する資材の使用を変更し、端材等の削減に取り組んでいる。

【付表 3 - 1 1】 グリーン購入（調達）

記号	点数	取り組み状況
		資材購入にあたり、環境配慮のチェックを行っている。
		資材購入先に対し、環境配慮を要請している。
		再生材料から作られた製品を優先的に購入・使用している。
		間伐材、未利用資源を利用した製品を積極的に購入・使用している。
		環境に配慮された文具品の購入に努めている。
		有機肥料、無農薬又は低農薬の野菜を取扱うよう努めている。
		天然又は有害性の恐れのない肉や魚介類を取扱うよう努めている。

【付表 3 - 1 2】 環境保全のための仕組み・体制

記号	点数	取り組み状況
		法規制等の整理をしている。
		環境対応のための組織（役割分担や責任、権限等）が明確に定められている。
		環境保全を所管する役員が任命されている。
		環境保全に必要な人材や情報、その他の資源が用意できる体制がある。
		環境活動に必要な情報が内部で適切に伝達される仕組みが整備されている。
		外部からの意見や苦情・問合せ等を受付け、対応する仕組みが整備されている。
		環境活動上必要な作業手順や運用基準が明確に定められている。
		委託・協力会社等にも、必要な作業手順・運用手順が徹底される仕組みが整備されている。
		協力会社・関連会社等に、環境保全の面から評価するとともに、その改善支援を行っている。
		委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている。
		顧客や発注者に対し、環境保全の提案をしている。

【付表 3 - 1 3】 環境教育・啓発活動

記号	点数	取り組み状況
		従業員の環境教育プログラムがある。
		従業員が環境保全上必要な資格、能力等を保有できるよう養成している。
		協力会社・関連会社等の従業員にも、必要な環境教育プログラムを提供している。
		顧客に自社の環境活動の取り組みについて広報し、理解と協力を求めている。
		建物周辺の緑化や環境整備に努めている。
		地域の環境活動に積極的に参加している。
		定期的に環境保全のためのイベントを行っている。

【付表 3 - 1 4】 その他

記号	点数	取り組み状況
		事業所及び建設現場等周辺の環境や生き物の保全活動（生息地の整備）等を通し、地域環境への配慮を行っている。
		建設現場等及び周辺の生物多様保全に取り組んでいる。

[付表 4]

チェックリスト法調査リスト

環境活動（使用・排出）項目	平均点	順位	使用・排出量／年	特定欄
エネルギー（電力・ガス・石油類）の消費				
水の使用				
自動車の使用等輸送				
紙の使用				
包装・梱包材の使用				
化学物質の購入・保管・使用・輸送・排出				
一般廃棄物の排出				
産業廃棄物の排出				
騒音・振動・悪臭の発生				
製品の開発・設計				
グリーン購入（調達）				
環境保全のための仕組み・体制				
環境教育・啓蒙活動				
その他				

特定欄 印：著しい環境影響要因 = 重点環境改善活動項目

様式例 環境関連法規等・その他の要求事項一覧表および順守チェック表

法規制その他の 要求事項	条項番号	関係項目	概要	該当する設備・業務・規制値	届出・報告等			順守チェック		
					許可	届出	報告	義務	証拠類	判定
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	第 12 条	事業者の処理	<p>概要</p> <p>産業廃棄物を自ら運搬・処分する場合には基準を満たすこと。 2 産業廃棄物を運搬まで保管する場合には処理基準に従うこと。 3 産業廃棄物を事業場外で保管する場合には都道府県知事に届出ること。 4 その場合には 14 日以内に届出ること。 5 産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には産業廃棄物収集運搬業者に、その処分については産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託すること。 6 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には基準に従うこと。 7 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p>	産業廃棄物の排出					産業廃棄物の運搬、処分の委託	
	第 12 条の 3	産業廃棄物管理票	<p>1 産業廃棄物を生ずる事業者は、運搬を受託した者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。 2 マニフェストの写しは 5 年間保存しなければならない。 7 マニフェストに関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。 8 マニフェスト交付者は、マニフェストの写しの送付を受けない、規定する事項が記載されていない、虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは速やかに運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない。</p>	マニフェストの交付と管理					マニフェストの適正処理状況と過去 5 年間の保管	
	第 6 条の 2	事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準	<p>産業廃棄物の運搬又は処分の委託の基準は以下のとおりである。 一 産業廃棄物の運搬の委託は産業廃棄物収集運搬事業者に行うこと。 二 産業廃棄物の処分又は再生の委託は産業廃棄物の処分又は再生事業者に行うこと。 四 委託契約は、書面により行い、業の許可証が添付されていること。 五 委託契約書及び書面をその契約の終了の日から 5 年間保存すること。</p>	産業廃棄物の運搬、処分の委託					産業廃棄物の運搬、処分の委託契約書と有効な許可証	

北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）
構築の手引き（3版）

2018年6月



エイチ・イー・エス推進機構

[事務局：北海道商工会議所連合会]

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター

TEL (011) -241-6733 FAX (011) -231-0726

<http://www.hokkaido.cci.or.jp/hes/>